

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年 1月19日
【発行者名】	スターツプロシード投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 平出 和也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目 2 番 9 号
【事務連絡者氏名】	スターツアセットマネジメント投信株式会社 取締役管理部長 高内 啓次
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目 2 番 9 号
【電話番号】	03 ( 6202 ) 0856 ( 代表 )
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 ( 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号 )

## 1【提出理由】

平成19年1月19日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の規約の変更が承認されましたので、証券取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出します。

## 2【報告内容】

### (1) 変更の内容についての概要

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 本規約により設立される投資法人は、スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文ではStarts Proceed Investment Corporationと表示する。</p> <p>第2条(目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)のうち不動産等(第28条第(7)号に定義される。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条(本店の所在地) (記載省略)</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条(発行する投資口の総口数) 1. 本投資法人が発行する投資口の総口数は、200万口を上限とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 本投資法人は、スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文ではStarts Proceed Investment Corporationと表示する。</p> <p>第2条(目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)のうち不動産等(第27条第(7)号に定義される。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>第3条(本店の所在地) (現行のとおり)</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむをえない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条(発行可能投資口の総口数) 1. 本投資法人の<u>発行可能投資口総口数</u>は、200万口を上限とする。</p>

変更前	変更後
<p>2. 本投資法人は、前項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。</p>	<p>2. 本投資法人は、前項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。</p>
<p>第6条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数） （記載省略）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第7条（国内における募集） （記載省略）</p>	<p>第6条（国内における募集） （現行のとおり）</p>
<p>第8条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（<u>実質投資主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号、その後の改正を含む。）第39条の2に規定する預託投資証券の共有者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</u></p>	<p>第7条（投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（<u>保管振替制度に関する実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</u></p>
<p>第9条（投資口の取扱規則） （記載省略）</p>	<p>第8条（投資口の取扱規則） （現行のとおり）</p>
<p>第10条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額） （記載省略）</p>	<p>第9条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額） （現行のとおり）</p>
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p>
<p>第11条（招集） （記載省略）</p>	<p>第10条（招集） （現行のとおり）</p>
<p>第12条（議長） （記載省略）</p>	<p>第11条（議長） （現行のとおり）</p>
<p>第13条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>第12条（決議） 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、<u>発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第14条（みなし賛成） （記載省略）</p>	<p>第13条（みなし賛成） （現行のとおり）</p>

変更前	変更後
<p>第15条（基準日）</p> <p>1. <u>本投資法人は、投資主総会直前の決算期の最終の投資主名簿に記載された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とするものとする。</u></p>	<p>第14条（基準日）</p> <p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載され、<u>又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</u></p>
<p>第16条（議決権の代理行使） （記載省略）</p>	<p>第15条（議決権の代理行使） （現行のとおり）</p>
<p>第17条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印し、これを本投資法人の本店に10年間保存するものとする。</p> <p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p>	<p>第16条（投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印し、これを本投資法人の本店に10年間保存するものとする。</p> <p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p>
<p>第18条（役員の員数） （記載省略）</p>	<p>第17条（役員の員数） （現行のとおり）</p>
<p>第19条（役員の選任）</p> <p>執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。但し、<u>法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りではない。</u></p>	<p>第18条（役員の選任）</p> <p>執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。 <u>（以下削除）</u></p>
<p>第20条（役員の任期） （記載省略）</p>	<p>第19条（役員の任期） （現行のとおり）</p>
<p>第21条（役員会） （記載省略）</p>	<p>第20条（役員会） （現行のとおり）</p>
<p>第22条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。</u></p>	<p>第21条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。</u></p>

変更前	変更後
<p>第23条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに記名押印する。</p> <p>第24条（役員の報酬） （記載省略）</p> <p>第25条（役員の出資法人に対する責任） 本出資法人は、<u>投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき金額から次の各号に掲げる金額を控除した金額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>（1）役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、<u>当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本出資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く）の金額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い金額の4年分に相当する金額</u></p> <p>（2）<u>当該執行役員又は監督役員が本出資法人から受けた退職慰労金の金額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した金額に4を乗じた金額とのいずれか低い金額</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 運用資産の対象</p> <p>第26条（資産運用の基本方針） 本出資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第28条に規定する特定資産に投資して運用を行うものとする。</p> <p>第27条（投資方針） 1．本出資法人は、主として第28条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2．～6．（記載省略）</p>	<p>第22条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。</p> <p>第23条（役員の報酬） （現行のとおり）</p> <p>第24条（執行役員及び監督役員の出資法人に対する責任） 本出資法人は、<u>投信法第115条の6第7項に基づき、任務を行ったことによる執行役員又は監督役員の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 運用資産の対象</p> <p>第25条（資産運用の基本方針） 本出資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第27条に規定する特定資産に投資して運用を行うものとする。</p> <p>第26条（投資方針） 1．本出資法人は、主として第27条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2．～6．（現行のとおり）</p>

変更前	変更後
<p>(新設)</p> <p>第28条(主要投資対象の特定資産) 本投資法人は、第26条(資産運用の基本方針)に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2)～(6) (記載省略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる資産(以下「不動産等」という。)を主たる投資対象とする以下の資産対応証券等(以下、本号a.ないしd.の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。)</p> <p>a. (記載省略)</p> <p>b. 資産流動化法第2条第13項に定める特定目的信託の受益証券(上記(4)に掲げる信託の受益権を除く。)</p> <p>c. (記載省略)</p> <p>d. (記載省略) (記載省略)</p> <p>第29条(主要投資対象以外の特定資産) 本投資法人は、前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>7. <u>本投資法人が取得する特定資産のうち、租税特別措置法第67条の15第9項に規定する不動産等に相当する部分の価額の合計額が本投資法人の資産の総額に占める割合を100分の75以上とすることを資産運用の方針とする。</u></p> <p>第27条(主要投資対象の特定資産) 本投資法人は、第25条(資産運用の基本方針)に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) <u>不動産(不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等(当該預託金額を限度とする。))及び特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産と併せて取得することが適当と認められるものを含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 前各号に掲げる資産(以下「不動産等」という。)を主たる投資対象とする以下の資産対応証券等(以下、本号a.ないしd.の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。)</p> <p>a. (現行のとおり)</p> <p>b. 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券(上記(4)に掲げる信託の受益権を除く。)</p> <p>c. (現行のとおり)</p> <p>d. (現行のとおり) (現行のとおり)</p> <p>第28条(主要投資対象以外の特定資産) 本投資法人は、前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p><u>(5) 本投資法人は、上記(1)乃至(4)に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。但し、第25条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとする。</u></p> <p>a. <u>商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)</u></p>

変更前	変更後
<p>第30条（特定資産以外の資産） （記載省略）</p>	<p>b. <u>温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u> c. <u>その他、本投資法人の保有にかかる不動産等の運用に必要なものとして、ジャスダック証券取引所が認めるもの</u></p> <p>第29条（特定資産以外の資産） （現行のとおり）</p>
<p>第31条（投資制限） （記載省略）</p>	<p>第30条（投資制限） （現行のとおり）</p>
<p>第32条（組入れ資産の貸付） （記載省略）</p>	<p>第31条（組入れ資産の貸付） （現行のとおり）</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>
<p>第33条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。但し、<u>本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成18年4月末日までとする。</u></p>	<p>第32条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。 <u>（以下削除）</u></p>
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（記載省略）</li> <li>2.（記載省略）</li> <li>3. 資産評価の基準日は、原則として、第33条に定める決算期とするが、前記の1項(4) a. 及び(5) a. に該当する資産については、毎月末とする。</li> </ol>	<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（現行のとおり）</li> <li>2.（現行のとおり）</li> <li>3. 資産評価の基準日は、原則として、第32条に定める決算期とするが、前記の1項(4) a. 及び(5) a. に該当する資産については、毎月末とする。</li> </ol>
<p>第35条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法第136条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</p> <p>(2)～(4)（記載省略）</p>	<p>第34条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法第137条第1項及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に計算される利益の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。</p> <p>(2)～(4)（現行のとおり）</p>



変更前	変更後
<p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p>	<p>(5) 分配金の分配方法 分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3か月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p>
<p>第36条（分配金の除斥期間） （記載省略）</p>	<p>第35条（分配金の除斥期間） （現行のとおり）</p>
<p>第7章 会計監査人</p>	<p>第7章 会計監査人</p>
<p>第37条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。但し、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りではない。</p>	<p>第36条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。 （以下削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第37条（会計監査人の投資法人に対する責任） 本投資法人は、投信法第115条の6第7項に基づき、任務を行ったことによる会計監査人の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第38条（会計監査人の任期） （記載省略）</p>	<p>第38条（会計監査人の任期） （現行のとおり）</p>
<p>第39条（会計監査人の報酬） （記載省略）</p>	<p>第39条（会計監査人の報酬） （現行のとおり）</p>
<p>第8章 借入金及び投資法人債</p>	<p>第8章 借入金及び投資法人債</p>
<p>第40条（借入金及び投資法人債） （記載省略）</p>	<p>第40条（借入金及び投資法人債） （現行のとおり）</p>
<p>第9章 業務及び事務の委託</p>	<p>第9章 業務及び事務の委託</p>
<p>第41条（業務及び事務の委託） 1.（記載省略） 2.本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって、投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託するものとする。</p>	<p>第41条（業務及び事務の委託） 1.（現行のとおり） 2.本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外に係る事務であって、投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託するものとする。</p>

変更前	変更後
<p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、募集の都度、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>	<p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、<u>投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）</u>は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</p>
<p>第10章 <u>投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務委託者</u></p>	<p>第10章（削除）</p>
<p>第42条（<u>成立時の資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要</u>） （記載省略）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第43条（<u>成立時の一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要</u>） （記載省略）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第44条（<u>成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要</u>） （記載省略）</p> <p><u>(6) 報酬額並びにその支払時期及び方法</u> 本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。なお、上限料率が定められている報酬については、本投資法人の役員会の承認を経た上で決定した料率によるものとする。</p>	<p>第42条（<u>投資信託委託業者に対する報酬額並びにその支払時期及び方法</u>）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な金額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。なお、上限料率が定められている報酬については、本投資法人の役員会の承認を経た上で決定した料率によるものとする。</p>

変更前		変更後	
報酬の種類	計算方法と支払時期	報酬の種類	計算方法と支払時期
運用報酬	<p>運用報酬 は、以下の算定式に従って算出される金額を、7月末日、10月末日、1月末日及び4月末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>&lt; 計算式 &gt;</p> <p>運用報酬            = 報酬算定基礎資産額 ×            運用報酬 料率 ×            当該四半期の日数 / 365 ( 1円未満切捨 )</p> <p>報酬算定基礎資産額 = a + b - c</p> <p>a . 本投資法人の当該決算期間の直前の決算期間に係る決算期 ( 以下「基準決算日」という。 ) における運用資産の償却前評価額総額 ( 以下記載省略 )</p>	運用報酬	<p>運用報酬 は、以下の算定式に従って算出される金額を、7月末日、10月末日、1月末日及び4月末日を最終日とする各四半期毎に、当該四半期末日経過後翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>&lt; 計算式 &gt;</p> <p>運用報酬            = 報酬算定基礎資産額 ×            運用報酬 料率 ×            当該四半期の日数 / 365 ( 1円未満切捨 )</p> <p>報酬算定基礎資産額 = a + b - c</p> <p>a . 本投資法人の当該決算期間の直前の決算期間に係る決算期 ( 以下「基準決算日」という。 ) における貸借対照表上の総資産額 ( 現行のとおり )</p>
運用報酬	<p>本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬 控除前の分配可能金額の3.0%に相当する金額 ( 1円未満切捨 ) を当該金額が確定した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p>	運用報酬	<p>本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬 控除前の税引前当期純利益金額の3.0%に相当する金額 ( 1円未満切捨 ) を当該金額が確定した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p>
<p>第11章 設立企画人 ( 記載省略 )</p>		<p>( 削除 )</p>	

(2) 変更の年月日

平成19年 1月19日